

平成25年9月20日

豊田市議会議長 杉浦弘高 様

再生可能エネルギー推進条例制定特別委員会

委員長 日恵野雅俊 (印)



委員派遣実施報告書

本委員会は、下記のとおり委員派遣を実施しましたので、委員会条例第37条第1項の規定により提出します。

記

- 1 派遣期間 平成25年8月27日(火)～29日(木)
- 2 派遣先 27日(火)…神奈川県鎌倉市
及び内容 /省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例について
28日(水)…大阪府大阪市
/再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例について
29日(木)…滋賀県湖南市
/地域自然エネルギー基本条例について
- 3 派遣委員 委員長 日恵野雅俊
副委員長 清水 郁夫
委員 光岡 保之 太田 博康 鎌田ひとみ
安藤 康弘 深津 眞一 羽根田利明
原田 勇司 古木 吉昭 青山さとし
- 4 報告書 視察報告書のとおり
- 5 その他 随行 副主幹：成瀬 剛史、主査：塚田恵理子

視察報告書【1】

委員会名	再生可能エネルギー推進条例 制定特別委員会	委員名	日恵野雅俊
視察日時	平成25年8月27日（火）午後1時30分～午後3時		
視察先	神奈川県鎌倉市		
視察内容	省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例について		
選定理由	当委員会の調査研究事項である「再生可能エネルギー推進条例」の参考とするため		
本市議会の現状と課題	当委員会は、平成24年度に執行部で策定された「再生可能エネルギー導入指針」と協調しつつ、市内のエネルギー資源を最大限に生かせるような条例について調査研究している。		
視察概要	<p>鎌倉市で議員提案の条例「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例(平成24年7月9日 条例第10号)」について、提出された三宅真理議員、保坂令子議員(会派：神奈川ネットワーク運動・鎌倉)及び環境政策課職員より条例制定の経緯・苦労された点・条例の効果等説明を受けた。少数会派の1会派であったため、平成24年2月定例会では、採決に至らず改めて6月議会において再提案され付帯決議付で可決された。条例の形態は理念条例であり、今後推進計画等を作成し再生可能エネルギーの導入促進を図るとのことである。</p>		
評価とその理由	<p>少数会派の神奈川ネットワーク・鎌倉が、条例制定に際し多くの市民コンセンサスを得るため説明会を開催し、市議会の存在価値を高める努力は高く評価する。しかし、条例は成立させることが目的ではなく、それを裏付けとしていかに市民のための施策が実施され、市民生活が向上することが本来の目的である。</p> <p>したがって、苦労されて条例を可決されたことは評価するが、それが今後執行部の施策展開に結びつくかが、最大の問題である。そのことを思うと、議員提案条例の場合全会一致の可決が望ましい。</p>		
本市議会に反映できること	<p>鎌倉市の市民の理解を得ながら進められた今回の条例制定は、鎌倉市民は、大いに期待感を持っていると思う。</p> <p>本市は、議会改革の一環として、議員提案の政策条例を目標に特別委員会が2年がかりで進めてきた。</p> <p>そのテーマ選定についても会派内で意見集約したものを特別委員会で議論を重ね決定してきた。</p> <p>その過程の中で、執行部側とも協議をして本テーマに絞り込んだものである。</p> <p>今後は、市民理解を得るために条例制定の目的を明確にし、市民参加が得られる条例とすべきである。</p>		
その他 (意見・課題など)	<p>鎌倉市民は、省エネルギーには大いに興味を示しているが、再生エネルギーには興味を持っていないとの説明があった。本市は、条例制定の軸足をどこに置くのか明確にする必要がある。</p>		

視察報告書【2】

委員会名	再生可能エネルギー推進条例 制定特別委員会	委員名	日恵野雅俊
視察日時	平成25年8月28日（水）午後1時30分～午後3時		
視察先	大阪府大阪市		
視察内容	再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例について		
選定理由	当委員会の調査研究事項である「再生可能エネルギー推進条例」の参考とするため		
本市議会の現状と課題	当委員会は、平成24年度に執行部で策定された「再生可能エネルギー導入指針」と協調しつつ、市内のエネルギー資源を最大限に生かせるような条例について調査研究している。		
視察概要	<p>大阪市環境局 環境政策部 佐崎課長より概要説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成14年8月「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」策定。 2. 平成21年3月法律改訂「地球温暖化対策の推進に関する法律」にて政令都市に「地球温暖化対策実行計画」の策定、取り組みを義務付けられた。 3. 平成23年3月「おおさか環境ビジョン」を策定。 4. 平成23年10月「大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例」制定。 <p>大阪市の責務・事業者の責務・市民の責務を明記した。その中で再生エネルギーの導入及びエネルギー使用の合理化を盛り込んだことが特徴といえる。</p> <p>条例の形態は、理念条例であるが具体的な取り組み項目が記載されている。</p>		
評価とその理由	<p>本条例は、温室効果ガスの削減をめざし理念だけではなく具体的な取り組み項目が記載されており、策定に際しては大阪府条例との重複を避けるなど、理解しやすい制度設計がなされている。</p> <p>市民に身近な政策条例は、条例—施策展開—実効性の仕組みが確立し機能していないと条例の意味をなさない。</p>		
本市議会に反映できること	<p>豊田市議会がめざす政策条例は、理念条例から一步踏み込んだ実行条例である。そのためには、執行部側とよく事前協議を重ねていくことが大切である。本市は、既に「再生可能エネルギー導入指針」が昨年12月に発表されていることから、その指針をもとに政策条例の骨子を作成していかなくてはならない。</p>		
その他 (意見・課題など)	<p>大阪市の資料によると、地球温暖化に影響を及ぼしている二酸化炭素の濃度は、年々増加しており平成24年には観測開始以降初めて400ppmを超えたとのことである。本市は環境政策を全面に掲げているが、本来の目的である二酸化炭素の排出抑制が不明確になっていると感じる。</p>		

視察報告書【3】

委員会名	再生可能エネルギー推進条例 制定特別委員会	委員名	日恵野雅俊
視察日時	平成25年8月29日（木）午前10時00分～午前12時		
視察先	滋賀県湖南市		
視察内容	地域自然エネルギー基本条例について		
選定理由	当委員会の調査研究事項である「再生可能エネルギー推進条例」の参考とするため		
本市議会の現状と課題	当委員会は、平成24年度に執行部で策定された「再生可能エネルギー導入指針」と協調しつつ、市内のエネルギー資源を最大限に生かせるような条例について調査研究している。		
視察概要	<p>湖南市 市民環境部地域エネルギー課管理監 前田健二氏より説明</p> <p>湖南市の「湖南市地域自然エネルギー基本条例」については、主旨は、地域の自然エネルギーは地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつその活用を図ることを目的としている。</p> <p>その条例をもとに事業展開として、市民共同出資で太陽光発電所を設置している。（一般社団法人 コナン市民共同発電所プロジェクト 溝口弘理事長）</p> <p>さらに売電収益については、出資した市民に対し、地域商品券を発行して、地域の活性化を図っている。</p> <p>条例の形態は、理念条例である。</p>		
評価とその理由	<p>地域における自然エネルギーの活用という「地域」を意識した条例であるため地域資源・地域内循環を意識させるような条例と感じた。特に太陽光の発電所を市民の共同出資で設置したことや売電益は地域商品券を発行して地域内の経済循環をさせ、地域の活性化をするというユニークな事業を展開している。</p> <p>また市民が参加することで環境問題や再生可能エネルギーの意識の高揚にも効果的である。</p>		
本市議会に反映できること	<p>本市は、市議会提案の条例でどこまで具体性を持たせるかが、課題であるが実際に施策展開する執行部がどこまで踏みこんでいたかが課題である。そのためにも提案した議会が最大限のチェック機能を果たしていくことが求められる。</p> <p>また、低炭素社会の推進だけではなく、自然エネルギーを地域活性化につなげることを重視した条例である。</p>		
その他（意見・課題など）	<p>地域の資源を生かして、地域の中で循環させるためのルール作りで湖南市が、条例制定をし市民が社会貢献しながら（出資金が商品券になる）目的がはっきりしているから制度もしっかりしていると感じた。</p>		